



みんなには おかや

財団法人 岡谷市国際交流協会(OIEA)
 〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所4階
 TEL: (0266)24-3226 FAX: (0266)24-3229
 E-mail: oiea@oiea.jp URL: www.oiea.jp
 2010年7月15日発行 夏号

このニューズレターは財団法人岡谷市国際交流協会が外国籍市民の皆様へ日本の文化をお伝えしながら、様々な生活に役立つ情報を提供しようと季節ごと年4回発行しております。ご意見、お問い合わせは上記へお寄せください。

台風 たいふう

「台風」とは、熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼びますが、このうち北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速(10分間平均)がおおよそ17m/s(34ノット、風力8)以上のものです。

語源は、古くは野の草を吹いて分けるところから、「野分」と呼ばれておりましたが、後明治時代頃から現在の「台風」となりました。台風が、日本本土に上陸するのは多くが8月から9月であり、気象庁が、台風が発生した順に台風番号を付け、台風1号から番号で呼びます。台風の中心が最も天気が荒れていると思いがちですが、最も天気が荒れるのは台風の中心よりも進行方向に対して少し右側(南東側)です。これは、台風をめぐって吹き込む風と台風本体を押し流す気流の向きが同じであるために、より強く風が吹き荒れるためです。台風が上陸、あるいは接近すると、暴風(強風)、高潮、高波による看板や標識、樹木などの倒壊や、建物の損壊(屋根が飛んだりするなど)のほか、大雨による洪水、浸水や道路、橋などの流出、土砂崩れ、地すべりなどの被害が発生します。

最近では、予報技術の向上、報道関係や防災機関などによる気象情報の

周知、防災設備や避難体制の充実などにより、台風災害は以前より減っています。しかし、もっと災害を減らすには、皆さん自身が防災知識を持って、注意し、準備する必要があります。日頃、テレビやラジオの警報、情報をよく聞くこ

とや、停電に備え、ラジオ、照明器具を用意すること。また、屋根、塀などの早めの補強や両手が見えるよう背負える形で非常用搬出用具を準備しておくことなどです。また、火の用心にはとくに注意して下さい。強い雨が何日も続いた時は、地盤が緩み土砂崩れなどが発生する危険が高まります。暴風雨の中の避難は非常に危険ですので、普段から危険地域を把握しておき、警報や情報などから判断し、雨が強くなる前に安全な場所に避難しましょう。そして、台風そのものの暴風雨が収まっても、川沿いの地域に洪水が、時間が遅れてやってきます。切れた電線による感電事故や水害後の衛生管理などにも十分注意する必要があります。このように危険を伴う可能性が高い台風ですが過ぎ去ったあとは、空が晴れわたり、すがすがしい天候となることが多く、このことは「台風一過」と呼ばれています。



☆日本の風物詩 ~知って楽しい日本の文化~

七夕 (たなばた)

七夕は7月7日に行われる星祭です。天の川を挟んで両岸に別れさせられたアルタイ(牽牛星)とペガ(織女星)が年に一度この日の夜に出会う、という中国の伝説が日本の信仰と一緒に伝わったもので、もとは朝廷の貴族の間で行われていた祭でしたが、江戸時代(1603~1867)から一般庶民の間に定着しました。6日の夜には、色とりどりの短冊に願い事を書いたり、歌を書いたりして笹につるし、7日の夜に庭先に出します。夏のクリスマスツリーといえるほど美しいものです。日本では、保育園や小学校などで夏の行事として行われています。



うちわ と 扇子 (せんす)

うちわは細く割った竹を広げて骨組みにし、紙を張ったもので千年以上も前に中国から伝わりました。暑い夏に、あおいで風を送り、涼みます。店名や商品名をうちわに刷り込んで、宣伝用に使うこともあります。浴衣を着てあおい姿を見ているだけでも涼しげですね。扇子は折りたたみ式のうちわと言えます。うちわが中国伝統であるのに対し、扇子は日本で発明されました。あおいで風を起こし、涼むのに使われますが、日本舞踊や落語には欠かせない小道具でもあります。扇子を広げた形は、次第に涼えていくことを象徴する「末広がりに」であるため、祝い事の小道具や記念品に使われたりもします。



朝顔 (あさがお)

アジア原産の一年草のツル草で、朝顔は盛夏のころから初秋にかけて咲きます。日本には西暦900年代に遣唐使によって薬用として持ち込まれ、栽培されるようになりました。「朝顔」という日本語名の意味通りで、朝咲き、すぐに花を閉じてしまいます。江戸時代(1603~1867)に栽培が盛んになり、多くの品種ができました。湿度が多く暑い日本の夏には、朝の涼しい空気の中に咲く朝顔が人々の心をなごませるのです。ツルをはらせ赤や紫の朝顔は夏の鉢植えとして小学校でも子供たちが育て観察を楽しんでいます。



INFORMATION

がいこくじんとうろくせいど がいこくじんとうろくしょうめいしょ あら ざいりゅうかんりせいど 外国人登録制度(外国人登録証明書)と「新たな在留管理制度」



2012年に外国人登録制度(外国人登録証明書)が廃止されます。日本政府は、在留管理の更なる強化に向けて、外国人登録制度を廃止し、「新たな在留管理制度」と「外国人台帳制度」に変更すると説明しています。在留管理は入管(国)の業務であり、内容は在留許可等がありますが、「新たな在留管理制度」は、今までの業務に加え、今まで市町村で発行していた外国人登録証明書を廃止し、「在留カード」を入管が渡すこととなります。これにより、市町村では、外国籍者の情報が把握できなくなるので、「外国人台帳制度」に移行して、市町村が自ら住民の方々に行政サービスの提供をスムーズに行うことができるようになります。「外国人台帳制度」とは、現在、市町村が個人単位で作成、管理している外国人登録原票を、住民基本台帳と同じ世帯単位の記録に移行し、住民基本台帳ネットワークと連携して、全国の市町村で外国人の情報を共有、日本人配偶者らが同居する世帯の情報も把握できるようになります。例えば、日本人の夫と外国人妻の世帯、このような世帯を混合世帯と言いますが、このような世帯も市町村が把握できるようになるわけです。また、「新たな在留管理制度」の導入にあたっては、在留期間の延長(3年→5年)や在留資格区分の見直し(「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」に統一)などメリットが期待される反面、「外国人台帳制度」の対象となる外国人の範囲を次のように説明しています。外国人登録は在留資格とは関係なく、在留資格がない方でも登録ができました。しかし「外国人台帳制度」では、「在留カード」を持っている人が対象となっております。「在留カード」は在留資格の許可を受けるときに入管で発行されますので、在留資格を持っていない場合は「外国人台帳制度」から除外されてしまいます。これは、在留資格を持っていない外国人は、市町村が行政サービスを行う対象ではないとのことです。現在、外国人登録をしている方でも、在留資格がない場合は、新しく作られる「外国人台帳制度」からは職権で削除されてしまいます。特別永住者は、今までどおり市町村の窓口で「外国人登録証明書」と同様の「特別永住者証明書」が交付されます。

ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい 在留期間更新許可申請

在留期間更新許可申請とは日本に適法に在留している外国人がすでに付与されている在留期限を超えて、現在もっている在留資格に基づく活動を引き続き行おうとする場合や、現在もっている在留資格に基づく身分又は地位を継続する場合に行う申請です。「永住者」以外の在留資格に、「在留期限」が設けられています。入管が公表している「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」が平成22年3月に改正され、平成22(2010)年4月1日から申請時に窓口において保険証の提示が求められることになりました。これは、社会保険への加入の促進を図る



ためです。ただし、保険証を提示できないことで在留資格の変更が不許可になることはありません。

しゃかいほけん こくみんけんこうほけん こくみんねんきん 社会保険、国民健康保険、国民年金

しゃかいほけん <社会保険>

就労資格を持っていて会社に就労している外国人は、会社経由で加入する社会保険の対象になっています。短期滞在者や在留期間を経過した人は、これらの保険の対象外です。

社会保険には「健康保険」と「厚生年金」があり、会社の仕事の種類に関係なく、会社が必ず入らなくてはならないもので、その会社で働く人は一部を除いて、この保険の対象(被保険者)となります。保険料は、労働者の賃金に応じた一定の額を労働者と会社が半分ずつ負担することになります。

こくみんけんこうほけん こくみんねんきん <国民健康保険、国民年金>

勤務先の健康保険に加入できない人々は、居住地の市区町村役場で国民健康保険に加入することになります。外国人登録をして、日本での在留期間が1年以上見込まれる外国人は、国民健康保険、国民年金に加入できます。日本に1年以上在留する全ての留学生は必ず「国民健康保険」に加入しなければなりません。加入してからは月々の保険料を支払わなければならないのですが、留学生の場合、所得がないことを申告することによって通常の保険料の約6割が減額されます。在留資格のない人及び在留資格「短期滞在」の人は、現状ではこの保険に加入することができません。外国人登録をしている役所の保険窓口で外国人登録証を持参して手続きを下さい。在留期間1年の「留学」の在留資格を持っている人は直ちに加入できますが、「就学」の在留資格の人は、市区町村役場によって「在留期間を記入した在学証明書」の提出を求められることもあります。同居する家族がいる場合は、家族もいっしょに加入することになります。健康保険証に家族の名前が書き込まれているかどうかを、よく確認してください。また、引越したときは14日以内に新住所の市区町村役場の窓口で手持ちの国民健康保険証を提出して新しい保険証を受け取ってください。

＜脱退一時金＞

日本で年金に加入していた方は、出国後2年以内に請求すれば、脱退一時金が支給されます。その金額は、被保険者期間及び保険料納付済期間に応じて受給できますが、次の要件を満たしていることが条件となります。

- ・日本国籍を有していないこと。
- ・厚生年金保険又は国民年金の保険料を6ヶ月以上納めていること。
- ・日本に住所を有していないこと。
- ・年金(障害手当金を含む。)を受ける権利を有したことがないこと。

請求の手続きは、

- (1) 社会保険事務所又は市区町村役所で請求書入手する。
- (2) 請求書に「(1)年金手帳(原本)、(2)パスポートのコピー(出国年月日・氏名・生年月日・国籍・サインが確認できる頁)、(3)脱退一時金の振込先の銀行名、口座番号が確認できるもの」を添付して、出国後に社会保険業務センターに送付する。



引っ越しについて

忙しい引っ越しの時に、さまざまな手続きを行うのは本当にやっかいなことです。しかし、引っ越し前に行うべきもの、引っ越し後に行うべきものに分けて考えれば乗り切れそう。引っ越し手続きを効率的に！

①市町村への届出 こちらへの届出は引っ越しの2週間前には行っておきましょう。

★転出入届け

一般的には引っ越しが決まれば転出する市区町村役場へ行って転出証明書を交付してもらいます。その後、免許証・パスポート等本人確認できる書類を持参の上、転入先の役場に証明書を提出すると転入手続きが完了です。なお、転入届けは転出後14日以内に行います。

[郵送にて受付けてもらう場合]

転出届けは必ず窓口で……、という訳ではありません。転出届けを郵送にて受理してくれます。準備するものは以下の通りです。

※様式の指定はありません。届出人住所氏名・生年月日・連絡先電話番号・転出予定日・旧住所・旧世帯主名・新住所(方書まで)・

新世帯主・転出される方全員の氏名を記入したもの

※返信用封筒(返信先を記入し、切手を貼ったもの)同封 ※印鑑登録証同封(印鑑登録をされている方)

※国民健康保険証同封(国民健康保険に加入されている方)

※免許証・パスポート等本人確認のできる書類のコピー(お持ちでない方はご相談ください)

※送り先 〒394-8510 長野県岡谷市 幸 町 8番1号 岡谷市役所 市民生活課



★国民健康保険

国民健康保険は、居住している市町村が保険者となります。したがって、引っ越しで他の市町村に移るときは保険証を返納し、転居先で新たに交付手続きを行います。交付を受ける際には、印鑑、転出証明書などの書類が必要となります。届出の期間は引っ越し日から14日以内です。

★国民年金

転出手続きは必要ありません。ただし、転入先の市町村役場に年金手帳(または基礎年金番号通知書)を持参し、国民年金の住所変更の届出を行いましょ。役場によっては住民票の住所変更を行うと、国民年金の住所変更手続きを自動的に行ってくれるところもあります。

★印鑑登録の廃止手続き

転出届けを出すときに自動的に市町村役場で登録された実印の抹消手続きが行われます。印鑑登録証もその際に返納することになるため、持参して行きましょ。また新たに転入先で印鑑登録をしたい場合は、印鑑と本人確認書類を持参し、引っ越し先の役場で申請します。

★原動機付自転車の登録変更

原動機付自転車の登録及び廃車については、市町村が窓口となります。転居先の市町村に印鑑、ナンバープレート及び標識交付証明書を

持参し手続きを行いましょ。なお、市町村によって手続き、処理の方法が異なります。必ず事前に確かめてください。

②電気・ガス会社・水道課への届出 こちらへの届出は引越しの1週間前には行っておきましょう。

★電気

領収書や検針票に記載されている営業所に電話で直接連絡するほか、インターネット上で必要な手続きを行うこともできます。いずれの場合も上記に記載されているお客様番号が必要となりますので、あらかじめ手元に控えておきましょう。特別な場合をのぞき、立会いの必要はありません。

★ガス

電気と同様、直接電話をするか、インターネットで手続きを行います。ガスの閉栓には立会いが必要となることがあります。一方、開栓については、確認や調整作業もあるため立会いが必要となります。

★水道の開栓・閉栓・名義変更

水道の開閉栓や名義変更等する場合は、水道課(市役所4階)への届出が必要です。水道の使用を開始する場合は、開栓時に、立会いが必要になります。(原則、午後)手数料は1,300円です。水道の使用を中止する場合は、新しい住所、連絡先のわかる方が、届け出てください。手数料は1,300円です。名義を変更する場合は、新旧名義人の方の、住所、連絡先のわかる方が、届け出てください。無料です。ご希望日の2~3日前までに、直接水道課へ電話、FAXでご連絡ください。届出がいただけない場合には、トラブルの原因にもなります。ご注意ください。なお、土・日・祝祭日、年末年始は、業務を行っておりません。



電話 0266-23-4811 内線1416~1418 FAX 0266-24-0294

③NTT、プロバイダーへの連絡

NTTの移設 電話の移設は、電話(116番)または、インターネット上からでも申し込みができます。工事については予約制となっているため、早めに申し込むのがいいでしょう。なお、7日以内なら転居先と転居元の両方で電話が利用できたり、旧番号にかけた人へ新しい電話番号を案内する(移設後3カ月程度)といったサービスもあります。プロバイダーへの連絡 ネットの移転手続きは、電話回線移設の手続きを終えたらすぐに連絡しましょう。引越と同時にネット回線を利用した場合は、目安として1カ月前には申し込んでおきたいものです。移転にかかる日数、費用、手続きはプロバイダーごとに異なりますので、問い合わせが必要です。電話回線の移設と同様、転居先の住所や工事希望日、現在のサービス状況などについて聞かれますのでこちらも確かめておきましょう。

④金融機関への届出

引越後により早く手続きを開始するものもあります。

銀行、郵便局への住所変更届は、インターネット、電話、郵送、または夜間・土日でも利用できるテレビ窓口(テレビ電話)からとさまざまな方法で取れます。銀行によってサービスは異なるため、一番便利な方法を調べてみましょう。住所変更は、基本的に転居後に手続きを行います。クレジットカード会社への住所変更は、インターネット、電話、郵送、サービスデスクなどで手続きを行うことができます。郵送の場合は、登録先の住所に書類が送られてくることもあるため、転居前に一度は電話で確認することをおすすめいたします。クレジット会社と同様に、各種保険会社にも届け出が必要です。

⑤自動車、バイクの登録変更手続き

自動車、自動二輪車(251cc~)、軽二輪車は、転出後15日以内には登録変更の手続きを行わなければなりません。とりわけ自動車の登録変更手続きは以下の通りです。
※保管場所(車庫)の確保する
※車庫証明書申請手続きを行う(管轄の警察署)
※交付を受ける(管轄の警察署)
※自動車登録変更手続きを行う(管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所)※必要書類は、申請書、手数料納付書、住民票の写し、印鑑、自動車保管場所証明書など
自動二輪車(251cc~)、軽二輪車の住所変更については、自動車と同じく転出後に陸運支局で手続きをおこないますが、必要書類などは若干異なります。また、軽自動車は軽自動車検査協会の窓口となります。